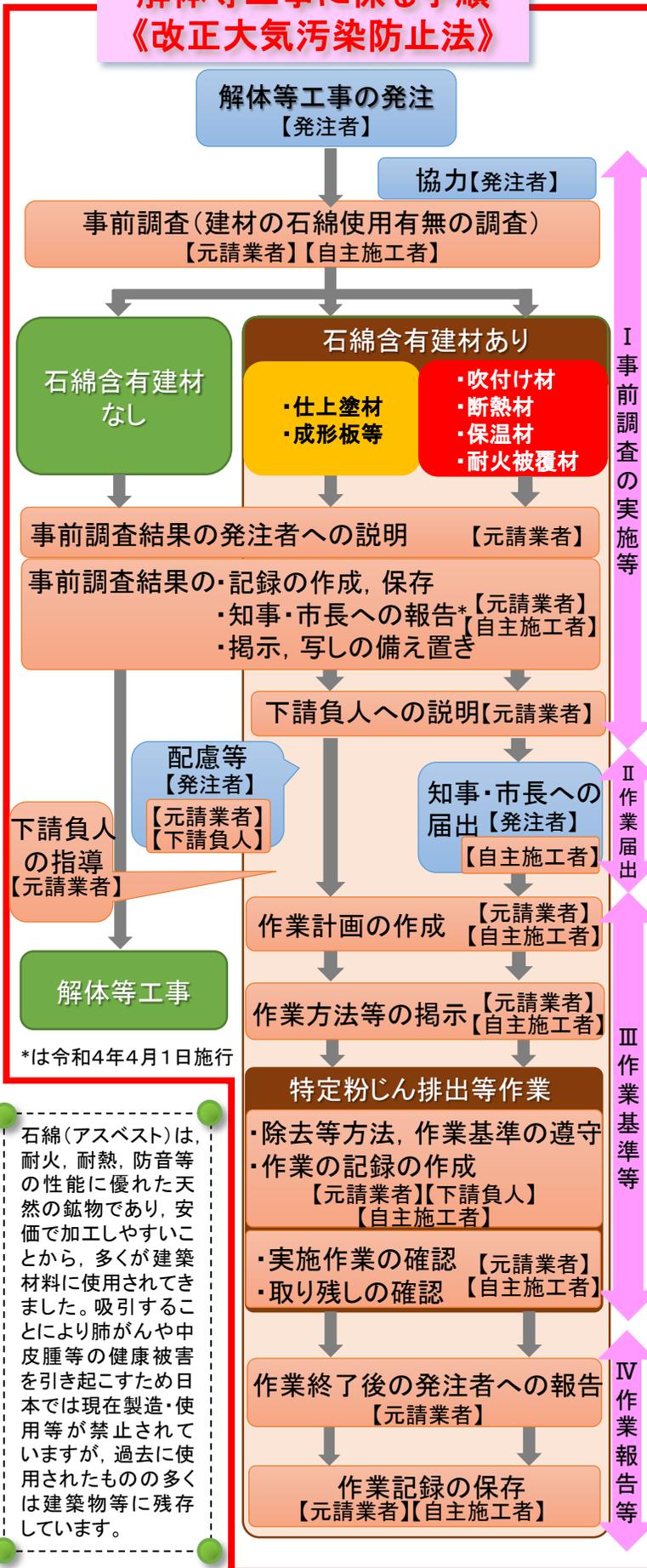


大気汚染防止法が改正され, 令和3年4月から

石綿(アスベスト)飛散防止対策が強化されました

解体等工事に係る手順 《改正大気汚染防止法》



石綿(アスベスト)は, 耐火, 耐熱, 防音等の性能に優れた天然の鉱物であり, 安価で加工しやすいことから, 多くが建築材料に使用されてきました。吸引することにより肺がんや中皮腫等の健康被害を引き起こすため日本では現在製造・使用等が禁止されていますが, 過去に使用されたものの多くは建築物等に残留しています。

規制の強化



全ての石綿含有建材に規制対象が拡大されました。



隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は, 直接罰が適用されます。



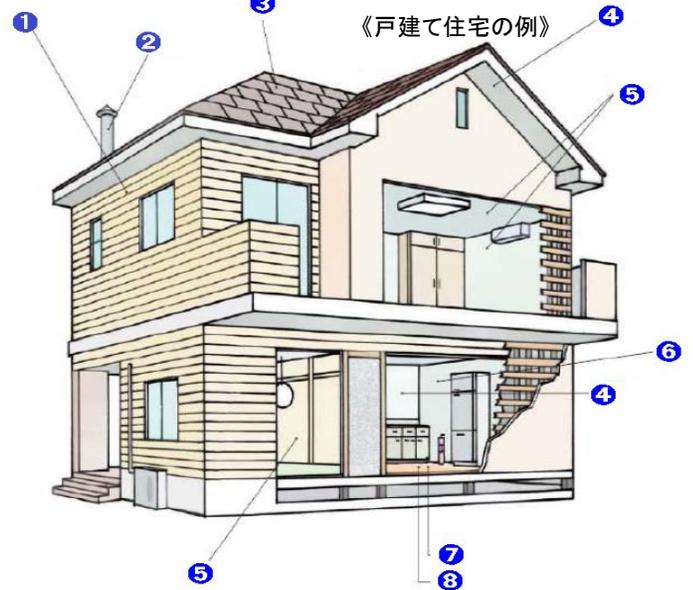
下請負人にも作業基準順守義務が適用されます。

新たな規制対象建材

石綿含有スレートボード



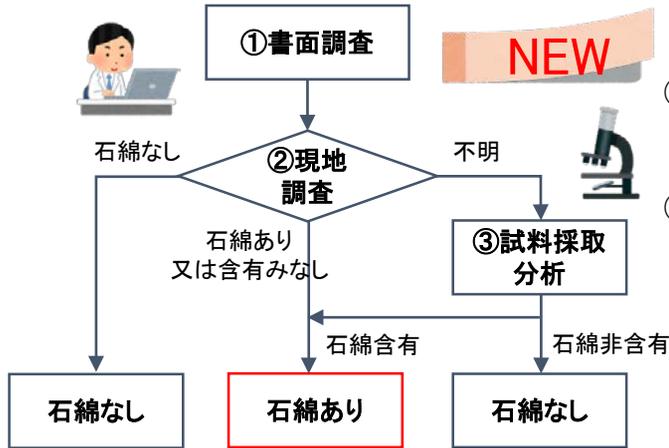
石綿含有ロックウール吸音板(写真はリブ付き)



出典: 目で見えるアスベスト(第2版 平成20年3月国土交通省)

- ① 石綿含有窯業系サイディング
石綿含有建材複合金属系サイディング
- ② 石綿セメント円筒
- ③ 石綿含有住宅屋根用化粧スレート
石綿含有ルーフィング
- ④ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種
- ⑤ 石綿含有石こうボード
- ⑥ 石綿含有壁紙
- ⑦ 石綿含有ビニル床タイル
- ⑧ 石綿含有ビニル床シート

**(1) 事前調査の方法が法定化されました。
(書面調査, 目視調査及び分析調査)**



- ①設計図書等により新築工事に着手した日、建築材料を確認します。使用されている建築材料に石綿が使用されているか否か、石綿(アスベスト)含有建材データベース等を使用した調査を行います。
- ②現地で各部屋・部位の網羅的に確認します(書面調査との相違等を確認)。書面調査のみで「石綿使用なし」と判断してはいけません。※
- ③同一材料毎に代表試料を採取・分析し、石綿含有の有無を判定します。分析調査は、厚生労働大臣が定める者等(令和2年厚生労働省令第277号)に依頼してください。
※平成18年9月1日以降に設置の工事に着手したことが明らかな建築物や、ガasket等猶予期間を設けられていた一部製品の使用禁止後に設置の工事に着手した工作物については、設計図書等の書面で着工日を調査するだけで構いません。

**(2) 建築物では、「必要な知識を有する者」による事前調査の実施が義務付けられます。
(施行: 令和5年10月~※)**

必要な知識を有する者

- ①一般建築物石綿含有建材調査者、②特定建築物石綿含有建材調査者、③一戸建て等石綿含有建材調査者
 - ③は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ実施可能。義務付け適用前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録されている者も、「同等以上の能力を有する者」として認められています。
- ※義務付け適用開始前であっても、可能な限り必要な知識を有する者に調査を実施させてください。

(3) 事前調査の結果は、作業開始前(届出対象特定工事の場合は工事開始の14日前まで)に書面で元請業者等から発注者に説明する必要があります。書面の写しは3年間保存しなければなりません。

- ①石綿使用の有無に関わらず必ず説明する事項事前調査結果、調査の終了年月日、調査の方法並びに調査を行った者の氏名及び調査者等に該当することを明らかにする事項(調査者の講習実施機関の名称等)
- ②石綿使用建材がある特定工事の場合に説明する事項(★はⅡの届出対象特定工事のみ)
 - ・特定建築材料の種類・使用箇所・使用面積
 - ・特定粉じん排出等作業の実施期間
 - ・対象となる建築物等の概要(構造・階数・延べ面積等)・配置図及び付近の状況★
 - ・特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
 - ・特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - ・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所★

(4) 一定規模以上の建築物等については、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者又は自主施工者が事前調査結果を知事・市長へ報告することが義務付けられます。

(施行: 令和4年4月~)

- ①規模要件
 - ・建築物の解体: 対象の床面積の合計が80㎡以上
 - ・建築物の改造・補修, 工作物の解体・改造・補修: 請負金額の合計が100万円以上※

※工作物は環境大臣が定めるもの(令和2年環境省告示第77号), 金額には事前調査の費用は含まず, 消費税を含みます。
- ②報告事項

調査対象の建築物等の概要, 解体等工事の期間, 建築材料の種類及び特定建築材料に該当するか否か(該当しないと判断した場合はその根拠), 調査者等の氏名及び調査者等であることを明らかにする事項等
- ③報告の方法

電子システム ※石綿障害予防規則の報告と共通

(5) 事前調査に関する記録を作成し、その写しを解体等工事の現場に備え置く必要があります。当該記録は、解体等工事終了後3年間保存しなければなりません。

- ①記録事項

(3)の説明に係る書面に発注者氏名, 工事名称・概要・場所・建築物等の設置工事着手年月日等を加えたもの
- ②現場への備え置き

工事を施工する者や県・市が立入検査の際に確認できる状態であれば方法は問いません。

(3)除去等作業の基準の強化

① 石綿含有吹付け材、断熱材、保温材及び耐火被覆材

除去等作業に係る集じん・排気装置が正常に稼働していること、
作業場及び前室が負圧に確保されていることの確認頻度が強化されました。

強化

確認の種類	タイミング・頻度	確認の方法等
集じん・排気装置が正常に稼働していることの確認	初めて除去等を行う日の作業開始後速やかに	◆粉じんを迅速に測定できる機器 ・デジタル粉じん計 ・パーティクルカウンター ・繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター） ◆確認事項 作業開始前と比較して粉じん濃度が上昇していないこと
	除去等を行う日の開始後	
	<u>集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、フィルタを交換した場合</u> <u>その他必要がある場合（集じん・排気装置に衝撃を与えた場合等）</u>	
作業場及び前室が負圧に保たれていることの確認	除去等を行う日の作業開始前	◆確認の方法 ・微差圧計による測定 ・目視による空気の流れの確認 ◆確認事項 ・負圧が確保されていること
	<u>作業中断時（休憩や当日の作業終了で退室した時）</u>	

●異常が認められた場合は作業を中止し、装置の補修その他必要な措置を講ずる。

② 石綿含有仕上塗材及び成形板等

新たに除去等の作業基準が設けられました。

NEW

特定建築材料の種類	作業基準
石綿含有仕上塗材	※除去時は(1)、(2)またはこれと同等以上の措置※1を講ずること
	(1) 除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化※2すること (2) 電気グラインダーその他の電動工具を用いて除去する場合は、次に掲げる措置を講ずること ① 除去部分の周辺を事前に養生すること ② 除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化すること
	(3) 除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること ((2)①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと)
石綿含有けい酸カルシウム板第1種	(1) 切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと
	(2) (1)の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること ① 除去部分の周辺を事前に養生すること ② 除去する建材を薬液等により湿潤化※4すること
	(3) 除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること ((2)①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと)
その他の石綿含有成形板等	(1) 切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと
	(2) (1)の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化※3すること
	(3) 除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること

※1 同等以上の効果を有する措置：負圧隔離養生（隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用）

※2 薬液等による湿潤化：薬液等には水や剥離剤を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、所定の集じん性能を有する集じん装置を併用する。

※3 薬液等による湿潤化：薬液等には水を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、十分な集じん機能を有する局所集じん装置を使用して除去を行う。

●その他の成形板等を切断・破砕等する場合も、民家が隣接している場合等、周辺の状態に応じて養生を行うことが望ましい。

除去等作業の詳細は、「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を御参照ください。 https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

取り残しや不適切作業による石綿の排出・飛散を防止するため、作業の記録および適切に作業が行われていること及び取り残しがないことの確認が作業基準に位置付けられました。確認した結果は、発注者に書面で報告するとともに、記録を作成し、一定期間保存する必要があります。

NEW

(4)作業の記録

特定工事の元請業者等又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、特定粉じん排出等作業の実施状況の記録を特定工事が終了するまでの間保存する必要があります。

①記録事項

- ・確認年月日
- ・確認の方法
- ・確認の結果（確認の結果に基づき補修等の措置を講じた場合はその内容）
- ・確認者の氏名



②記録の方法

作業基準の規定に適合した作業であることが確認できる写真、動画、点検記録等

③記録の保存期間

特定工事が終了するまで



NEW

(5)作業が計画に基づき適切に行われていることの確認

特定工事の元請業者等は、下請負人が作成した記録により作業が計画に基づき適切に行われているか確認し、記録を作成・保存する必要があります。

NEW

(6)取り残し等の確認

元請業者等は、除去作業については取り残しがないこと、囲い込み及び封じ込めについては措置が正しく実施されているか否かについて、「知識を有する者」に目視で確認させる必要があります。

①確認の方法

目視

②記録の実施者

除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者※

建築物：調査者等事前調査の知識を有する者または石綿作業主任者

工作物：石綿作業主任者

※「解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）」は、排出され又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら確認を行うことができる。



Ⅲ-2 除去等方法

法第18条の19

吹付け石綿及び石綿含有耐火被覆材等の除去作業について、行わなければならない措置及び方法に違反があった場合には、作業基準適合命令を介さずに直接罰則が適用されることとなります。

NEW

(1)除去等方法

作業の種類	方法
除去	(1)かき落とし、切断、又は破砕することなく取り外す方法
	(2)除去を行う場所を他の場所から隔離し（前室も設置）、除去を行う間、JIS Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法
	(3)(2)に準ずるものとして環境省令で定める方法 （例：グローブバッグ）
当該特定建築材料からの特定粉じんの飛散を防止するための処理	囲い込み又は封じ込め （吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿を含有する石綿含有断熱材等の囲い込み等（切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、作業を行う場所を他の場所から隔離し、囲い込み等を行う間、隔離した場所においてJIS Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法）

(2)罰則（法第34条第3項）

3月以下の懲役又は30万円以下の罰金



Ⅳ 作業の報告等

石綿の除去等作業完了後は、確認及び発注者への報告が必要です。

(1) 特定粉じん排出等作業の結果の報告

NEW

特定工事の元請業者は、特定粉じん排出等作業が完了したときは、発注者に対し、結果を書面で遅滞なく報告しなければなりません。

○書面で報告する事項

- ・特定粉じん排出等作業が完了した年月日
- ・特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
- ・確認を行った者の氏名及び確認を行った者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項

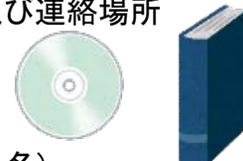
(2) 特定粉じん排出等作業の記録の保存

NEW

特定工事の元請業者・自主施工者は、作業に関する記録を作成し、書面の写し及び記録を保存しなければなりません。

①記録事項(★は元請業者のみ必要な事項)

- ・特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合は当該下請負人の現場責任者氏名及び連絡場所
- ・特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名
- ・特定工事の場所
- ・特定粉じん排出等作業の種類
- ・特定粉じん排出等作業を実施した期間
- ・特定粉じん排出等作業の実施状況(確認年月日、確認の結果※及び確認を行った者の氏名)
- ※ 負圧隔離等を伴う作業については、集じん・排気装置が正常に稼働することの確認結果、作業場及び前室が負圧に保たれていることの確認結果、隔離を解くに当たっての薬液等の散布・清掃等その他の特定粉じんの処理がなされたこと・特定粉じんが排出・又は飛散するおそれがないことの確認結果を含む。
- ・発注者への報告書面の写し★
- ・確認を行った者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し



②記録の保存

特定工事終了後3年間

罰則の強化・立入検査対象の拡大等

強化

法第18条の16, 第18条の20,
法第18条の22, 法第26条,
法第33条の2, 第34条

(1) 吹付け石綿及び石綿含有耐火被覆材等の除去作業について、行わなければならない措置及び方法に違反があった場合には、作業基準適合命令を介さず直接罰則が適用されることとなります。(再掲)

(2) 特定工事の元請業者及び自主施工者に加え、下請負人も作業基準の遵守義務等の対象となりました。

このため、特定工事の元請業者や請け負った特定工事の全部または一部を他者に請け負わせるときは、その者に対して特定粉じん排出等作業の方法等を事前に説明する必要があります。

①下請負人に適用される違反等と罰則

除去等の方法の義務違反 3月以下の懲役又は30万円以下の罰金

作業基準適合命令違反 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

(過失の場合は3月以下の懲役または30万円以下の罰金)

このほか、罰則はないものの、作業基準の遵守義務があり、元請業者は各下請負人の指導に努めなければなりません。

②その他下請負人に拡大される規制等

自治体が行う報告徴収及び立入検査の対象となります(対象は特定工事の施工分担範囲)。

③元請業者等が事前に下請負人に説明しなければならない事項

- ・特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ・特定粉じん排出等作業の種類
- ・特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

(3) 知事・市長の報告及び立入検査の対象拡大

対象者に下請負人が加えられるとともに、営業所、事務所等その他の事業場が立入検査の対象に追加されます。また、報告事項も規制強化に伴って項目が追加されています。



大気汚染防止法以外の石綿関係法令

建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策に関連する法律としては、大気汚染防止法以外に労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがあります。このうち労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に石綿の飛散防止に関連する作業基準等が定められており、工事施工者等はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

広島県からのお知らせ

建設・解体業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正により
**建物解体時の
規制が強化されました。**

2020年
4月施行

フロン排出抑制法の
対象となる機器

業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



店舖用エアコン



ビル用
マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用
ショーケース など

建設・解体業者

やるべきこと

- 解体する建物において業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、その結果を書面で発注者に説明。
改正点 その書面の写しを3年間保存。
- フロン類の回収を充填回収業者に依頼。
(工事の発注者から充填回収業者へのフロン類引渡しを受託した場合)
- フロン類が回収されていることを確認し廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡し。



**フロン類をみだりに放出した場合、
1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金**

工事の発注者



改正点

フロン類を未回収のまま行う機器廃棄は直接罰の対象。

**違反した場合、
50万円以下の罰金**

廃棄物・
リサイクル業者



改正点

フロン類の回収が確認できない機器の引取りは禁止。

**違反した場合、
50万円以下の罰金**

フロンポータルサイト

広島県 フロン法

スマートフォンから
アクセスできます



環境省フロン
ポータルサイト



広島県

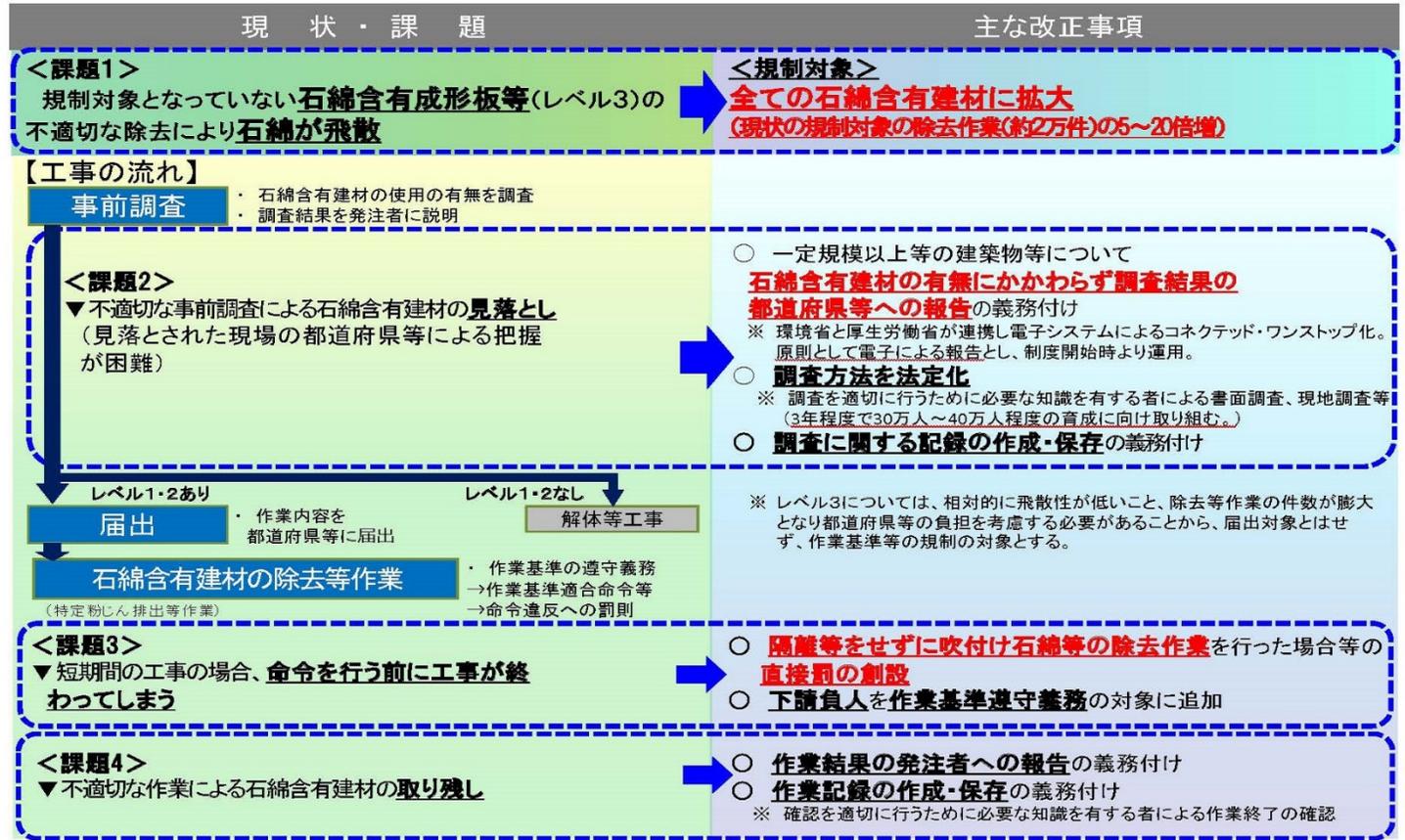
工事現場	所管庁	電話番号
大竹市・廿日市市	広島県西部厚生環境事務所	0829-32-1181(代表)
広島市・安芸高田市・府中町・海田町・熊野町・坂町・安芸太田町・北広島町	広島県西部厚生環境事務所広島支所	082-228-2111(代表)
呉市・江田島市	広島県西部厚生環境事務所呉支所	0823-22-5400(代表)
竹原市・東広島市・大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所	082-422-6911(代表)
三原市・尾道市・世羅町	広島県東部厚生環境事務所	0848-25-2011(代表)
福山市・府中市・神石高原町	広島県東部厚生環境事務所福山支所	084-921-1311(代表)
三次市・庄原市	広島県北部厚生環境事務所	0824-63-5181(代表)

県ウェブサイトへの御意見は、広島県環境保全課(電話番号:082-513-2920)まで

大気汚染防止法の改正について

大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和2年法律第39号)の概要 (公布日:令和2年6月5日)

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。



●参考となるウェブサイト

環境省「改正大気汚染防止法について」

https://www.env.go.jp/air/post_48.html

環境省 大防法改正

広島県「大気汚染防止法の改正による石綿(アスベスト)飛散防止対策の強化について」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/r02asbesuto-kaisei.html>

広島県 大防法改正

●特定粉じん排出等作業

石綿含有建築材料が使用されている建築物・工作物を解体、改造又は補修することをいいます。

●特定工事

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事のことをいいます。

●届出対象特定工事

特定工事のうち吹付け石綿・石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材の除去、封じ込め又は囲い込みを行う場合が該当します。



●お問い合わせ先

工事現場	所管庁	電話番号
大竹市・廿日市市	広島県西部厚生環境事務所	0829-32-1181(代表)
安芸高田市・府中町・海田町・熊野町・坂町・安芸太田町・北広島町	広島県西部厚生環境事務所広島支所	082-228-2111(代表)
江田島市	広島県西部厚生環境事務所呉支所	0823-22-5400(代表)
竹原市・大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所	082-422-6911(代表)
三原市・尾道市・世羅町	広島県東部厚生環境事務所	0848-25-2011(代表)
府中市・神石高原町	広島県東部厚生環境事務所福山支所	084-921-1311(代表)
広島市	広島市環境保全課	082-504-2187
呉市	呉市環境試験センター	0823-25-3551
福山市	福山市環境保全課	084-928-1072
三次市	三次市環境政策課	0824-62-6136
庄原市	庄原市環境政策課	0824-72-1398
東広島市	東広島市環境対策課	082-420-0928

このリーフレットや県ウェブサイトへの御意見は、広島県環境保全課(電話番号:082-513-2920)まで

スマートフォンからアクセスできます



環境省



広島県